

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

〔平成4年11月13日〕
公安委員会規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年兵庫県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第2条 条例第2条第8号に規定する公安委員会規則で定める拡声機の使用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マラソン、駅伝大会等道路を使用して行う運動競技のうち、国又は地方公共団体が主催し、又は後援するものの運営のためにする拡声機の使用
- (2) 海水浴場、スキー場、キャンプ場等において管理者が場内用として行うためにする拡声機の使用

（身分を示す証明書）

第3条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書は、警察手帳とする。

附則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附則

〔平成19年4月17日〕
公安委員会規則第6号

この規則は、平成19年5月1日から施行する。